

JTB新潟倶楽部（JTB関東） 海外ご旅行条件

募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は（株）JTB関東(埼玉県さいたま市中央区新都心1-1-2 観光庁長官登録旅行業第1578号。以下「当社」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- (2) 旅行契約の内容・条件は下記によるほか、別途お渡しする旅行条件書（全文）本旅行条件書（パンフレット）、出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面および当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「当社約款」といいます）によります。）

旅行のお申込み及び契約成立時期

- (1) 所定の申込書に所定の事項を記入し、下記の申込金を添えてお申込みください。申込金は、旅行代金お支払いの際差し引かせていただきます。また、申込金は取消料・違約料の一部としても取り扱います。
- (2) 電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申し込みの場合、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内（土曜・日曜・祝日を除く）に申込書の提出と申込金の支払をしていただきます。
- (3) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとします。

申込金（おひとり様あたり）

区分	申込金（おひとり）
旅行代金が15万円以上20万円未満	30,000円以上旅行代金まで
旅行代金が20万円以上30万円未満	40,000円以上旅行代金まで
旅行代金が30万円以上	50,000円以上旅行代金まで

旅行代金のお支払い

- (1) 旅行代金は旅行開始の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日より前に（お申込みが実際の場合は当社が指定する期日までに）お支払いいただきます。またお客様が当社提携カード会社のカード会員である場合、お客様の署名なくして旅行代金、取消料、追加諸費用などをお支払いいただくことがあります。この場合のカード利用日は、お客様からのお申し出がない限り、お客様の承諾日とします。

取消料

- (1) 旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けます（お1人様）。取消料の対象となる旅行代金には、ビジネスクラスを希望された場合の追加の航空運賃、お1人様部屋追加代金など、パンフレットに記載の「ツアー代金以外の追加代金」も含まれます。契約解除のお申し出は、お申込み店の営業時間内にお受けします。当社の責任とならないローン、渡航手続きの事由によるお取消しの場合も取消料をいただきます。

契約解除の日

4/27～5/6、7/20～8/31 に開始する旅行

左記以外に開始する旅行

旅行開始日の前日からさかさんしてさかのぼって40日目にあたる日以降～31日目にあたる日まで	旅行代金の10%（10万円を上限）	無料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日以降～15日目にあたる日まで	旅行代金が30万円～50万円未満・・・5万円 旅行代金が20万円～30万円未満・・・4万円 旅行代金が15万円～20万円未満・・・3万円	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目にあたる日以降～3日目にあたる日まで	旅行代金の20%	
旅行開始日の前々日～当日	旅行代金の50%	
旅行開始後又は無連絡不参加	旅行代金の100%	

※ 旅行開始とは旅行開始日当日の受付集場所での集合時間のことをいいます。

最少催行人員について

- (1) 最少催行人員とはコースを催行するために必要な人数のことです。この人数に満たないためにお申し込みのコースが催行されない場合があります。この場合は、4月27日～5月6日、7月20日～8月31日に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって33日目にあたる日より前に、また同期間以外に旅行開始するときは、旅行開始日の前日からさかのぼって23日目にあたる日より前に旅行中止のご通知をします。

旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金（注釈のないかぎり航空機はエコノミークラス、鉄道は普通席を利用します。）
- (2) 旅行日程に明示した観光の料金（バス料金・ガイド料金・入場料金）
- (3) 旅行日程に明示した宿泊の料金及び税・サービス料金（パンフレットに特に別途記載がない限り2人の部屋に2人ずつの宿泊を基準とします。）
- (4) 旅行日程に明示した食事の料金及び税・サービス料金
- (5) 航空機による手荷物運搬料金（利用航空会社の規定重量、容積、個数の範囲内）
- (6) 現地での手荷物運搬料金（一部含まれないコースがあります。また、一部の空港・ホテルではお客様ご自身で運搬していただく場合があります。）
- (7) 添乗員同行費用。

（※上記記載のこれらの費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻しは致しません）

（コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的費用は含みません。）

旅行代金に含まれないもの（前項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します）

- (1) 旅券印紙・証紙代（6,000円～16,000円）
- (2) 査証料、予防接種料、傷害疾病保険料
- (3) お一人部屋を利用される場合の追加料金
- (4) お客様の傷害・疾病に対する医療費
- (5) 各航空会社により設定される超過手荷物料金（特定の重量、容量、個数を超える分について）及び飲食料金

- (6) クリーニング代、電報電話料、ホテルのボーイ・メイド等に対する心付け、そのほかの追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料金
- (7) 渡航手続関係諸費用
- (8) オプションツアー料金
- (9) 日本国内におけるご自宅から発着空港等集合・解散地点までの交通費・宿泊費
- (10) 現地空港税等、運送機関が課す付加運賃・料金（燃油サーチャージ）

特別補償

当社は当社または当社が手配代行させたものの責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規定により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金（2500万円）、後遺障害補償金（2500円を上限）、入院見舞金（4～40万円）及び通院見舞金（2～10万円）を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金（手荷物1個又は1対あたり10万円を上限、1募集型企画旅行お客様1名あたり15万円を上限とします）を支払います。傷害の程度、その原因となった自己の概要等について、当社に対し、事故の日から30日以内にほうこくしていただかなければなりません。

「通信契約」による旅行条件

当社は、当社提携クレジットカード会社のカード会員（以下「会員」といいます）より「会員の署名なくして旅行代金や取り消し両方の」は裸子を受ける」こと（以下「通信契約」といいます）を条件にお申し込みを受けた場合通常の旅行条件とは以下の点で異なります。（受託旅行業者により当該取扱ができない場合があります。また取扱できるカードの種類も受託旅行業者によりこととなります。）

- (1) 通信契約による契約成立は、当社が電話又は郵便で旅行契約の締結の承諾通知を発信したとき（e-mail等電子承諾通知を利用する場合は、その通知がお客様に到着したとき）とします。またお申込時には「会員番号・カード有効期限」等を通知して頂きます。
- (2) 「カード利用日」とは旅行代金等の支払い又は払い戻し債務を履行すべき日をいいます。旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。また取消料のカード利用日は「契約解除依頼日」の翌日から起算して7日以内とします。
- (3) 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、規定の取消料と同額の違約金を申し受けます。但し、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

その他

当社所定の申込書にお客様のローマ字氏名をご記入される際には、ご旅行に使用されるパスポートに記載されている通りにご記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空券の発行替え、関係する機関への氏名訂正などが必要になります。この場合、当社らは、お客様の交代の場合に準じて、お客様の交替手数料をいただきます。なお、運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合もあります。この場合には当社所定の取消料をいただきます。